

# 沖縄県ボールルームダンス連盟アマチュア競技規定

## 第1章

### 1条

本規定は、沖縄県ボールルームダンス連盟アマチュア競技規定と称し、沖縄県ボールルームダンス連盟の主催、又は、公認するアマチュアダンス競技に関するすべての事項を規定する

## 第2章 競技会

### 1条 公認競技会

本連名の公認競技会を次の通り定める

- 1、沖縄県ボールルームダンス連盟競技会 前期
- 2、沖縄県ボールルームダンス連盟競技会 後期
- 3、全沖縄プロアマボールルームダンス選手権大会

1、2、はクローズド競技とし本連名の登録競技選手のみのお出場とする

### 2条 競技年度

競技年度を、毎年1月1日より12月31日までとする

### 3条 競技の成立とクラス混合戦

競技はエントリー組数3組以上で成立するが、各級戦においてエントリー組数3組以下であっても、主催者側の判断により、上級、又は下級のクラスとクラス混合戦を開催することで競技は成立するものとする

### 第3章 出場規定

#### 1条 出場資格

1. 選手権及び競技大会の出場資格を、次の通り定める。

選手権	全ての登録選手	
B級競技会	B級以下の選手	
C級競技会	C級以下の選手	
D級競技会	D級以下の選手	
E級競技会	E級以下の選手	女性同士のペアを認め女性の男子級の資格を与える
F級競技会	F級以下の選手	女性同士のペアを認め女性の男子級の資格を与える
G級競技会	G級の選手	女性同士のペアを認め女性の男子級の資格を与える
	未登録の新人選手	
ノービス級競技会	未登録の新人選手	女性同士のペアを認める
シニア	45歳以上D級以下の男子・アマチュア女子	
グランド・シニア	55歳以上の男子・アマチュア女子(女子の年齢不問)	
スーパー・シニア	45歳以上の男子・アマチュア女子(女子の年齢不問)	
ジュブナイル	小学生以下の男子と女子(女子と女子も可)	
ジュニア	中学生以下の男子と女子(女子と女子も可)	

#### 2条 出場規定

1、登録選手はその年度内における認定競技会に出場する義務が課せられる

2、N級～E級競技会まで女性同士のペアを認める

3、男性(同性ペアのリーダー役女子を含む)は、自己級の上位級競技会に出場することが出来るが下位級競技会には出場することは出来ない。

4、パートナー役の女性はいずれの級も出場できる

#### 5、出場申込

競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、連盟の大会要項に基づき所定の申込書を提出し出場すること

#### 6、欠席届及び出場取消

出場申込後、出場不能となった場合は、直ちにその理由を具した欠場届けを支局事務所へ提出しなければならない。

#### 7、出場料

連名競技会及び選手権は下記によるものとする。

区分	金額	備考
選手権	6,000 円／組	※ジュニアとジュブナイルの出場料は、1セクション 1,000、円とする。
競技会	4,000 円／組	

※ 重複出場料はシラバスに明示する。

#### 8、出場申込締め切り

出場申込締め切りは大会日の 10 日前とする、期日までに支局事務局へ送付すること。

### 第4章 登録規定

#### 1条 選手の登録

##### 1、新規登録

規定による即日昇級又は一旦資格を失った選手が再び資格を得たとき新規登録をしなければならない

2、本連名の各競技会に出場するG級以上の選手は毎年選手登録更新をしなければならない。

継続登録の時期は毎競技年度終了前、1ヶ月間とする

## 2条 登録の種類

1、A～D級競技会に出場する選手は原則として男女のカップル登録をしなければならない

2、E～G級競技会に出場する選手は単独登録とする

3、N級～E級競技会に出場する同性ペアのリーダー役女子は男子級を登録する、女性は女子級と男子級2つの級を登録することが出来る

## 3条 登録資格の抹消

次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。

(1) 1 競技年度以上継続登録をしなかったとき。

(2) 2 年以上競技へ出場しなかったとき。

(3) 競技選手として、それにふさわしくない行為があった選手は、連盟の判断で登録を抹消する事ができる。

## 4条 選手登録料金

新規登録料 カップルで1セクション 6,000 円、単独で3000円。

継続登録料は カップルで4000円、単独で2,000 円(スタンダードとラテンアメリカン両セクション登録資格がある場合は倍額)とする。

## 第5章 服装規定

### 1条 服装規定

アマ、シニアA～D級 スタンダード 競技用正装 ラテン 自由

アマE～G級 スタンダード 平服 ラテン 自由

アマ、シニアN級 スタンダード 平服 ラテン 平服 スパンコール不可

ジュニア、ジュブナイ、スタンダード 平服 ラテン 自由

第6章 昇降級規定

1条 昇級規定

級	摘 要 事 項	昇級時期
A級 ↑ B級	B級競技会、または選手権でエントリー組数の10%以内の順位、 またはB級を含むクラス混合戦において昇級基本エントリー組数 の10%以内の順位を2回得たとき。	年度末
B級 ↑ C級	C級競技会でエントリー組数の10%以内の順位、またはC級を 含むクラス混合戦において昇級基本エントリー組数の10%以内 の順位を2回得たとき。  上級競技会で決勝に入りエントリー組数の20%以内の順位を 2回収めたとき。	年度末  年度末
C級 ↑ D級	①D級競技会でエントリー組数の10%以内の順位、またはD級を 含むクラス混合戦において昇級基本エントリー組数の10%以内 の順位を2回得たとき。  ②上級競技会で決勝に入りエントリー組数の20%以内の順位を 2回収めたとき。  ①②を各1回収めたとき	年度末
D級 ↑ E級	E級競技会で決勝に入賞しエントリー組数の20%以内の順位、 またはE級を含むクラス混合戦において決勝に入賞し昇級基本 エントリー組数の20%以内の順位を得たとき。	即 日
	上級競技会で決勝に入りエントリー組数の30%以内の順位を 収めたとき。	即 日

E級 ↑	F級競技会で決勝に入賞しエントリー組数の20%以内の順位、 またはF級を含むクラス混合戦において決勝に入賞し昇級基本 エントリー組数の20%以内の順位を得たとき。	即 日
F級	上級競技会で決勝に入りエントリー組数の30%以内の順位を 収めたとき。	即 日
F級 ↑	G級競技会で決勝に入賞しエントリー組数の20%以内の順位、 またはG級を含むクラス混合戦において決勝に入賞し昇級基本 エントリー組数の20%以内の順位を得たとき。	即 日
G級	上級競技会で決勝に入りエントリー組数の30%以内の順位を 収めたとき。	即 日
G級 ↑	N級競技会でエントリー数の25%以内の順位を得たとき	即 日
N級	G級競技会で決勝に入りエントリー組数の35%以内の順位を 収めたとき。	即 日
特別 昇級	(イ) スタンダード・ラテン共通、D級以下の選手が自己級に 於いて昇級資格取得した上で、上位級競技会に出場し 優勝な成績を収めたときは、理事会の審議により二階 級昇級される場合がある。	年度末

## 2条 クラス混合戦における昇、降級規定

1、クラス混合戦は該当する級において自己級競技会として昇、降級規定を適用する

### 2、昇級規定

クラス混合戦において昇級の平等を保つため実際のエントリー組数に対し階級差ごとの倍率を設定し「昇級基本エントリー組数」を算出する

各クラスの出場者人数を、

任意の級を1と換算し当該級より1階級上位級を2倍(×2)、2階級上位級を3倍(×3)、また1階級下位の級を2分の1(÷2)、2階級下位の級を3分の1(÷3)の人数に換算し、各級ごとに昇級における基本組数を算出する。

昇級基本エントリー組数を基に各クラスの昇級規定と照合し昇級順位を確定する。

(例)

E,F,G級クラス混合戦で

G級4人、F級3人、E級2人出場の場合

G級における昇級基本人数は、 $G(4 \times 1) + F(3 \times 2) + E(2 \times 3) = 16$ 人

よって昇級(20%)3位まで

F級における昇級基本人数は、 $G(4 \div 2) + F(3 \times 1) + E(2 \times 2) = 9$ 人

よって昇級(20%)2位まで

E級における昇級基本人数は、 $G(4 \div 3) + F(3 \div 2) + E(2 \times 1) = 5$ 人

よって昇級(20%)1位まで(小数点以下四捨五入)となります

3条 降級規定

各級共に、1 競技年度自己級以上の出場が義務付けられます。年間を通して一度も自己級へ出場しなかった場合は降級とする。

A 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて 1 回も準	年度末
↓	決勝に入賞する成績が収められなかったとき。	
B 級		
B 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて 1 回も自己級及び	年度末
↓	上位級競技会の最終予選の成績が収められなかったとき。	
C 級		
C 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて 1 回も一次予選を	年度末
↓	通過する成績が収められなかったとき。	
D 級		
D 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて 1 回も一次予選を	年度末
↓	通過する成績が収められなかったとき。	
E 級		
E 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級及	年度末
↓	び上位競技会に 1 回も出場しなかったとき。	
F 級		
F 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級及	年度末
↓	び上位競技会に 1 回も出場しなかったとき。	
G 級		
G 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、2 年間を通じて自己級	
↓	競技会に 1 回も出場しなかったとき。	
抹消		

【6】シニア、グランド・シニア降級規定

	各級共に、1 競技年度自己級以上の出場が義務付けられています。	年度末
A 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて 1 回も準	
↓	決勝に入賞する成績が収められなかったとき。	
B 級		
B 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位級競技	年度末
↓	会に於いて予選を通過する成績が収められなかった	
C 級	とき。	
C 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級以上の競技会に	年度末
↓	於いて予選を通過する成績が収められなかったと	
D 級	き。	
D 級	(イ) スタンダード・ラテン共通、2 年間を通じて一度も	年度末
↓	出場しなかったとき。	
抹消		

#### 4.条 昇降級補足事項

- 1、その年度内に昇級した選手は、その年度内は、降級規定の適用は受けない。  
次年度は、昇級したクラスからスタートする。
  - 2、同日開催の競技会において2つ以上の競技にエントリーを表明している選手が初回の競技で昇級の成績を収めてもエントリーした競技は全て出場しなければならない。
  - 3、公認競技会の競技中、不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合は降級規定の適用は受けない。
  - 4、決勝前のラウンドは『準決勝』、準決勝の前のラウンドは『最終予選』とする。
  - 5、競技終了後、支局のミスにより、選手が次の予選及び決勝に出場できなかったことが判明した場合は、出場した選手が不利益にならないよう年度末に審議する。
- 6、資格証の授与
- 当日昇級 昇級証を交付する。
  - 年度末昇級 昇級認定証を交付する。

### 第3章 選手規定

#### 1条 アマチュア選手規定

- 1、ダンスを踊ったり、指導する事で必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
- 2、アマチュアとして身分を失った選手が、身分の回復の請願は、連盟事務局へ申請する。運営委員会が、これを検討、審議する。
- 3、アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。

2条 パートナー規定

- 1、アマチュア選手のパートナーは、アマチュア的女子に限る。

3条 産休規定

- 1、支局産休規定は、期間、申請方法、必要書類、昇級規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
- 2、産休を受けようとする選手は、産休申請書に医師の診断書を添付し、支局事務局宛に申請しなければならない。
- 3、産休は申請日より、1年とする。
- 4、産休を受けた選手の昇級は、2年の中で正規の昇級規定に準じて処理することとする。
- 5、産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
- 6、産休を受けた場合でも、登録支局を通じて登録しなければならない。
- 7、その規定で判断できない場合は、支局で審議する。